

令和元年度第 1 回 日野市手数料、使用料等検討委員会会議録【要点】

1. 日 時：令和元年 5 月 24 日(金)午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分
2. 場 所：生活・保健センター グループ活動室
3. 出席委員：谷井委員長、杉崎職務代理、淡野委員、滝澤委員、宮崎委員（5 名）
欠席委員：齊藤委員（1 名）
4. 事務局：萩原企画経営課主幹、村林係長、谷口主任
5. 説明員：久保田市民窓口課長、小林資産税課長、小林資産税課係長、藤井主査
6. 傍聴者：なし
7. 議事等
説明等
議事（1） 委員長及び職務代理の選出
議事（2） 調査検討事項第 1 号

議事前の説明等

○委嘱状交付

○資料確認

《議事資料等》

【資料 1】「日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱」

【資料 2】「令和元年度日野市手数料、使用料等検討委員会名簿」

【調査検討事項第 1 号】 「証明等手数料の改定案について」

【第 1 号資料 1】 「改定（案）と基準額算出表」

【第 1 号資料 2】 「各種証明書等交付及び閲覧手数料 26 市金額（平成 30 年度現在）」

【第 1 号資料 3】 「日野市手数料条例」

【第 1 号資料 4】 「該当手数料件数と財政影響額について」

【その他】「日野市手数料、使用料等の見直し基準」

○当委員会の概要（設置条例説明）

○委員自己紹介

○事務局及び説明員紹介

○「日野市手数料、使用料等の見直し基準」の内容説明

○全体スケジュール説明

議事（1）委員長及び職務代理選出

<委員>

○見直し基準をお作りいただいた谷井先生にお願いしたいと考えます。

<事務局>

○谷井委員をご推薦する声がありましたが、よろしいでしょうか。

<谷井委員>

○ご推薦いただきましたので、務めさせていただきます。

<事務局>

○谷井委員長、ありがとうございます。次に、職務代理については、委員長があらかじめ指名した委員が行うこととなっております。谷井委員長からどなたが指名をお願いいたします。

<委員長>

○私とともにこの委員会に携わっていただきました杉崎委員にお願いできたらと思います。

<杉崎委員>

○皆さまがよろしければ務めさせていただきます。

<事務局>

○委員長及び職務代理が決まりましたので、委員席の変更をお願いいたします。

～席移動～

<事務局>

○それではここからの議事進行を委員長をお願いいたします。委員長から一言ご挨拶をいただきこれより議事進行をお願いいたします。

<委員長>

○前回までの委員会において、手数料、使用料等の見直しの基準について、いろいろな意見がありながら決まったということかと思います。

○今回からは作り上げた見直し基準をもとにいよいよ運用に入っていきます。

○そのタイミングで、委員の皆さまも新しいメンバーになります。また皆さまからのご意見をいただきながら、いい形でまとめられたら良いかと思っています。

○次に、杉崎職務代理から一言ご挨拶をお願いいたします。

<職務代理>

○皆さまとの意見交換がうまくいけばよいと思います。

<委員長>

○会議の公開、非公開についてお諮りいたします。

○原則、公開ですが、「個人情報の保護等の事情により、必要と認める場合は、公開しないことができる」とのことです。本日の会議の傍聴希望者はいらっしゃるということですが、第2回、第3回の会議のことがありますので、公開とするかどうかお諮りいたします。ご意見がある方は、よろしくをお願いいたします。

<委員>

○会議ですから原則公開でよろしいかと考えます。

<委員長>

○他の皆さまはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

・・・異議なしの声・・・

<委員長>

○次回以降の第2回、第3回とも公開ということで皆さまの意見が一致いたしましたので、そのように決定させていただきます。

○本日は傍聴希望者がいらっしゃいませんので、このまま次の議題に進みます。

○次第の6議事2 調査検討事項第1号に移ります。(1) 担当課より説明をお願いします。

<所管部署(企画経営課)>

○日野市手数料条例の所管課は企画経営課ですので、所管課としての企画経営課から説明させていただきます。なお、個別の手数料は、それぞれ所管課がございます。それでは、調査検討事項第1号をご覧ください。

1 見直しの経過でございます。

見直し基準に基づき、一部の手数料を除き平成15年度以降見直しを行なっていなかった証明等発行に伴う手数料及び公簿等閲覧手数料について次の手順で見直しを行ないました。

その結果、改定が必要であると判断したものについて、見直し基準25ページの個別の手数料見直し手順フロー図に基づき、当委員会に調査検討を依頼することとなっています。なお、見直し基準25ページをご覧ください。フロー図の中央部分の⑥の会議体が当委員会となります。

調査検討事項第1号にお戻りください。

手順としては、

①証明発行等に伴う原価を算出しました。原価の要素の1つの職員人件費は、平成29年度決算より算出((給料+退職手当を除く職員手当+共済費)÷一般会計のみの正規職員数)としています。決算額から試算した理論値という考え方で積算しています。

証明用の紙などの消耗品費や委託料などは8%の消費税が課税された額で市が事業者を支払っておりますので、その額で積算しています。

1件あたりの単価の積算が難しい項目や1円未満と想定される項目は積算基礎に加えておりません。

②①で積算した原価に利用者負担率100%を乗じて、つまり、①の金額として基準額を算出しました。

③その基準額と東京26市の同様証明の単価と比較し、市としての改定額(案)を算出しました。

詳細は、後ほど資料でご説明いたします。

2 調査検討依頼手数料とその概略をご覧ください。

第1号資料3としてお示した「日野市手数料条例」別表に示す手数料のうち、別表最上段の「租税公課に関する証明」から図面の閲覧までの10の項目が該当します。

調査検討事項第1号にお戻りください。

ただいまの説明が1枚目の2(1)手数料の名称が該当します。

(2)改定額(案)の内容と理由、根拠に移ります。

表をご覧ください。さきほど申し上げた手数料改定(案)の項目は10項目ですが、考え方として次の

①から⑤のルールで検討し、改定(案)としました。

① 市民窓口課など、市役所の窓口での交付は、現在、1件あたり200円となっているものを300円とする。

②-1 住民票や戸籍附票など一部の郵送申請での交付は、現在、1件あたり300円となっているものは400円にする。

②-2 ②-1以外の郵送申請でも、現在、1件あたり200円となっているものがございます。これについても②-1と同様に400円にする。

この①と②-1, ②-2の改定(案)の額の理由、根拠は、表の右欄にお示したとおり、

○算定した基準額、○改定上限額、○26市の状況を踏まえ判断しました。

これらの詳細の積算資料等はのちほどご説明いたします。

ただし、この②-2については、200円を400円にするということで、2倍の額の改定となり、見直し基準による改定上限率1.5倍を上回ります。1.5倍に従うと300円ということになります。

今回の改定では、200円を300円にするべきかとも検討いたしましたが、郵送交付は窓口交付に比べて、交付までに封筒の仕分け、封筒の開封、不備の確認、封緘処理、郵便局への依頼、手数料である定額小為替の現金への変更等の作業人件費が掛かります。そのため、積算した基準額は窓口交付より高額であるため、仮に300円とすると、コストから計算する基準額とはかなりの乖離があります。この乖離を次回の見直し時期である4年後まで待つことは原価を基準とするという見直し基準との整合、また、現在、一部の郵送請求の手数料が、コストを理由に一部すでに300円になっていることとの整合を取りたいと考えました。そこで当初の2年間は激変緩和措置として300円とし、その後400円とするという段階的な改正にしたいと考えています。

これにより適正な利用者負担と「郵送額」の統一化によるわかりやすい設定を目指します。

次に③ですが、これは現在、マイナンバーカードをお持ちの方限定のサービスですが、日野市を含む多くの自治体では一部の証明書はコンビニエンスストア(以下コンビニ)で交付できるようになっております。

政府が個人番号カードの普及をめざし、日野市は全国的にも普及率が高いのですが、さらにカードの所持者が増えるための誘導策として200円に据え置きたいと考えています。

コンビニでの交付は1件あたりのコストとしては、高額となりますが、あえて200円に据え置く提案です。コンビニでの交付が増えれば、市の窓口への集中の緩和策という政策的判断で、200円据え置きを考えております。

次に④ですが、公簿の閲覧や図面の閲覧に係る手数料です。現在の1件200円を300円にする。

次に⑤ですが、公簿の閲覧（郵送）に係る手数料です。現在1件200円ですが400円にします。

この⑤についてもいきなり2倍の400円では影響も大きいと考え、②-2と同様に当初の2年間は激変緩和措置として300円とし、その後400円という段階的な改正にしたいと考えています。

（3）改定額（案）詳細をご説明します。

第1号資料1【改定（案）と基準額算出表】をご覧ください。

左端から手数料を徴収する事項、手数料の名称、単位、現行額、改定（案）、現行額と改定（案）との金額の乖離、具体的には値上げ額、次に「増額」か「不変」かの区別。その右、改定上限額、これは見直し基準により、現行額の1.5倍としていますので、200円のものは300円、300円のものは450円が今回の改定上限額となります。

その右、「基準額」、これはその右列から、A. 職員人件費、これは交付に係る時間を分単位で積算しております。その次はB. 消耗品費、申請書や改ざん防止用の用紙などの単価で積算しております。C. 備品費、D. 保守・リース、E. 窓口業務委託料の1件あたりの単価の合計になります。

具体的には、資料1の一番上の「租税公課に関する証明」でご説明いたします。その右欄の租税公課に関する証明手数料（窓口扱い分）、1件につき現行額は200円、改定（案）は300円、現行額と改定（案）との乖離は100円、状況は増額、改定上限額は、200円×1.5倍で300円、次に基準額です。456円となっています。その内訳として次のA. 正規職員人件費146円。これは当該証明書を交付するための正規職員が行う作業の数値が（ ）内に書いてあります。単位は分で2分となります。正規職員の人件費は分あたりに換算すると73円と試算されているため、2分×73円でA欄が146円となっています。

B. 消耗品費は1件あたりに係る消耗品費は2.4円、Cは備品費です。これは、証明発行に係る備品費ですが、備品はいろいろなものに使っているため1件あたりの算定が難しく、試算不能として0円としています。D. 保守・リース代が34.8円、E. 窓口業務委託料です。この委託料ですが、日野市は現在、法的に可能な窓口事務について委託事業者が実施しており、このため、1件の証明の発行に際し、法的に市職員が行うべき作業と委託事業者に担っていただく作業を分離した上で、発行しますので、1件の証明発行に際し、全部で10分かかり、そのうち市職員分が2分、8分が委託事業者実施分となります。このEの額は証明交付に要する時間と委託料から試算した理論値ということになります。これが273.3円となり、合計で、基準額が456円となります。現在が200円であり、400円とするという考え方もございますが、のちほどご説明する東京26市のうち、窓口交付を400円としている自治体がないことから300円にしたいということです。

次にその下、租税公課に関する証明手数料（多機能端末機扱い分）とあります。これがコンビニ交付のことです。これについては、D. の保守・リース代のみ掛かりますが、その額は試算により1件1,453.8円で、多額の費用が掛かります。しかし、先ほど申し上げたように、政策的観点から200円に据え置くと判断したものです。

次にその下、租税公課に関する証明手数料（郵送扱い分）。これについては、現在 200 円。基準額試算では、1,851 円掛かります。改定上限額が 300 円ですが、300 円に改定し、最終的に 3 年目に 400 円にしたいと考えております。以下、同じルールで改定額を記載しています。

次に東京 26 市間での単価状況をご説明します。

第 1 号資料 2【各種証明書等交付及び閲覧手数料 26 市金額（平成 30 年度現在）】をご覧ください。一番左端に、東京 26 市について、市制施行順に並べています。

また、一番上に証明名、その下に窓口交付、郵送交付、コンビニ交付別になっています、中央あたりに「日野市」があります。下の方、西東京市の下に 26 市の額の単純平均額を、その下に再掲として日野市の額を、その下に金額別にどの金額帯が多いか区分しています。例えば、租税公課に関する証明は、窓口交付が 400 円の市はなく、300 円の市が 14 市で、250 円の市が 2 市、日野市と同じ 200 円の市が 10 市です。

同じく、その横、郵送の場合、400 円の市が 5 市、300 円の市が 12 市、250 円の市が 1 市、日野市と同じ 200 円の市が 8 市です。

コンビニ交付では 400 円の市はなく、300 円の市が 3 市、250 円の市が 1 市、200 円の市が 15 市、150 円の市が 1 市です。

この表の中で、白△と黒●を記載しました。数値の前の白△が現在の日野市の手数料額、黒●が今回の改定（案）です。

全ての手数料について記載できなかったのも、代表的な証明発行手数料と閲覧手数料について表にしました。

次に、調査検討事項第 1 号資料 4 財政影響額をご覧ください。

平成 29 年度の交付等件数から想定した、今回の改定額（案）となった場合の財政影響です。激変緩和措置を講じ、郵送交付 200 円を 400 円ではなく 300 円とした場合の試算です。

額の増額改定（案）ということになります。上の右の表の合計欄が平成 29 年度の該当手数料の有料発行件数と金額、右欄が、改定額とした場合で、平成 29 年度と同様の発行件数であった場合の比較です。左の合計 a と右側が改定した場合の合計 b とし、b から a を差し引いたものが財政影響額として B－A 欄右端の真ん中、太枠内となりますが、およそ 1,800 万円の増額という試算となります。

この金額は、令和元年度の本庁舎の上下水道料が約 1,568 万円の予算ですので、考え方としてその分を賄うことができる額に相当します。

3 消費税に関する考え方をご説明いたします。

現段階では、令和元年 10 月 1 日より消費税率が 8% から 10% に改定される予定です。しかし、消費税法により、地方公共団体が徴収する行政手数料等に係る役務の提供は非課税取引となっております。そのため、この手数料に消費税が課税されているものではありません。ただし、積算単価の消耗品等に消費税が課税されており、市はその額で支払をしているため今回のコスト積算においては、消費税率 8% での影響額が入った額の算定となっています。用紙代、委託料に係る消費税分です。

4 減免の考え方をご説明いたします。

現在の手数料条例の減免規定は変更の予定はございません。ただし、今回、コンビニ交付では技術的に減免することが難しいため、手数料条例の減免規定に、コンビニでの交付は減免できない旨の適用除外項目の追加を考えております。

5 改定を予定しない項目をご説明いたします。

今回の見直し作業は、証明発行手数料、閲覧手数料に限り、手数料条例にある、(1)に掲げた13項目は、各法令の改定等の際に見直しを図るため、今回は見直しを行なっておりません。定期的に他市の動向等は注視していきます。

6 今回の改定(案)の証明手数料、閲覧手数料の過去の改定とその理由です。

平成15年、今から16年前に一律150円から現在の200円にしています。

平成23年に住民票等のみ郵送交付をコスト、他市の状況を踏まえ、200円から300円に改定しています。それ以降、8年程度、見直しを行なっておりません。

7 今後のスケジュール(案)でございます。

当委員会の調査検討結果を踏まえて、最終的に市の方針を決定し、改定が必要と市長が判断した場合には、手数料条例を改正する条例(案)を議会でご審議いただきます。可決された場合は、3か月以上の周知期間を持って施行する予定です。

最短のスケジュールでは第3回(9月議会)に提案し、令和2年4月1日の施行を目指したいとして作業を進めています。

説明は以上です。改正(案)について、調査検討のほど、よろしくお願いいたします。

<委員長>

○市より調査検討事項第1号の内容及びその説明がありました。

○(2)質疑応答、意見、要望を含む調査検討を行います。その結果、当委員会としての1つの結果、見解を示したいと思います。結果を決定するまでのプロセスとして、まず、質疑のある方がいらっしゃれば、挙手の上、お名前を言っていただき、ご発言をお願いいたします。

<委員>

○質問が2、3あります。基準額の算定で、郵送が1,232円ということは1分73円でしたので、約15分位掛っていると思います。なぜ郵送に15分も要するのかわからないのが1点。

○次に、公簿の閲覧の「郵送」とはなんですか。とりあえず以上2つを質問します。

<市民窓口課>

○1点目のご質問についてお答えいたします。窓口であればその場でやり取りをさせていただき、必要なものが揃っていれば、その後の交付作業に入ります。しかし、郵送の場合は、送付された封筒を開封し、内容によってお問い合わせする形になります。そこでやりとりがあるということなので、どうしてもそこで時間がかかってしまうということが郵送の実情です。そういう意味で非常に効率

が悪いと思います。窓口であればその場でお話をして済むことがお問い合わせをさせていただく。
また、その時にすぐにお答えいただけるような状況であればよろしいのですが、そうではないことも多々ございます。どうしてもこのくらいの時間がかかってしまいます。

<資産税課>

○2 点目のご質問についてお答えいたします。閲覧の郵送ですが、基本的には閲覧は窓口にいらせていただき、固定資産税の台帳などを閲覧していただくのが原則です。まれに、その内容が分かるものを郵送で送っていただけないかというご依頼があった場合にはそれにお応えして郵送という形でお送りさせていただいています。

<委員>

○それは公簿の閲覧ではなく、公簿そのものをコピーしてお渡しするのではないですか。そうすると、項目の名称の設定の仕方が悪いのではないのでしょうか。公簿のコピー代ということなら条例上、その項目を挙げればいいのかと思うのですが。閲覧の郵送ということは日本人としてだれも意味がわからないのではないのでしょうか。

<資産税課>

○単純にコピーして郵送しているのではなく、わかるような形、資料としてお送りさせていただいています。

<委員>

○それでは、要望だけしておきます。この名目ではわかりにくいので、新たな項目立てをしていただければありがたいです。

○次に、郵送に伴う人件費の問題です。今言われたケースはいろいろな郵送の場合の平均的な時間を計算した中での時間なのではないでしょうか。例えば非常に単純なケースで送られた申請書の内容に疑義がなければすぐに発行できると思います。そうすると印刷までは窓口と同じですから、追加として封緘作業が発生するだけであると考えます。15 分もかかる訳がないのではないのでしょうか。この 15 分があまりに過大な時間設定をしているような気がしてなりません。各市の事例を見ると、窓口と郵送で同一料金を取っている市は、たぶん返信用の封筒に切手を貼って送付されると思いますので、要するに郵送実費だけ切手等をご負担していただき、発行に係る手数料は同じという考えで行っていると思います。なぜ、15 分もかかり、こんなに高い単価になるのでしょうか。

○郵送分の手数料について、例えば 400 円でよいとして、少なくともこのままでいくと上限の 1.5 倍でずっと設定していったら、2、3 回改定すると 1,000 円を超えてしまいますよね。そんなことをしてよいのでしょうか。

<市民窓口課>

○窓口であれば現金でいただいておりますが、郵送ですので郵便局で小為替を買っていただき、一緒にお送りいただいております。それを換金しないと市の収入になりませんので、郵便局に行ってそれを現金化する処理をしますので、平均時間という算出ではありますが、時間がかかるということです。

<委員>

○内容はわかりましたが、この基準に従っていくと、あと2、3回改定すると1,000円を超えてしまう。そこはやっていくのでしょうか。

<事務局>

○単純にコストだけで決定するものではありませんので、他市の状況を見て均衡をとるというような判断をしながら額を決定することになると思います。

<市民窓口課>

○大変申し訳ないのですが、他市の単価の数式の算出根拠やコストまでは私の方では把握してございませんが、同じ住民票ということですので、コストがかかってもこの程度の金額で抑えているというのは他市も同様なのではないかと推察しています。実情は他市もほぼ変わらないはずです。

<委員>

○全国的にみると、窓口と郵送の手数料を変えている自治体の数では東京は突出しています。全国的にはほとんど同一金額です。手数料を小為替にするなどについてはいろいろな方法があるのですが、封筒などの郵送実費だけ添えて送っていただければ、それに証明書を入れて送り返すというのが通例です。窓口と郵送では同じ手数料の額です。私はこのようなやり方はあまり好ましいとは思いません。特に、1通で400円をいただくということは、2通請求したら800円いただくということですよ。2通でも事務作業時間はほとんど同じではないでしょうか。

<市民窓口課>

○割引という形にはなっていません。

<委員>

○私は、窓口でも郵送でも同じ金額の手数料を取るべきだと思っています。

<市民窓口課>

○今のご意見では、窓口でも3件だとしたら手間は同じなので安くすべきというご意見なのではないかと理解したのですが、そういうことではなく、1件の金額ということで整理をさせていただくことが公平という形になると考えています。東京都と道府県のそれぞれの自治体によって金額が違いうということに関しては、その自治体がどのような考え方かということによると思います。

<委員>

○これ以上は結構です。

<委員長>

○他にご質問はありますか。

<委員>

○コンビニでの利用料の場合は1,453円ということで、高額ですが、これは、今後コンビニでの利用を促すことによって、他の人件費を減らしていけるという流れになるということなののでしょうか。

<市民窓口課>

○コンビニ交付は全国のかんりの自治体が参加しています。参加していないところもあります。コンビニ交付に参加しているのは、全国の自治体の約1/3自治体位になるかと思います。そういうところが増えてくると、コンビニ交付に係るコストそのものも下がってくるということもありますし、コンビニで安い金額で証明書をとることができるということになります。

○現在はコンビニでは朝6時30分から23時まで取得できます。なおかつ、全国のコンビニで取得できるので、便利で安くてということが認知されるようになると、窓口に来られる方もおそらく減ってくる。そうすると、少し長い目で見える必要があるかと思いますが、窓口に来られる方が少なくなれば、委託料にしても職員数にしても当然少なくなるという考え方も出てきます。

○今はコンビニ交付を増やしていきたいという政策的な意味合いがあります。コンビニ交付のコストは非常に高いですが、発行数を伸ばしていきたいと考えています。

○現在は、コンビニで交付できるものとできないものがありますが、交付できるものの総交付件数を分母にして、交付した件数を分子にすると、9%程度になります。日野市のマイナンバーカードを持っている方は市民全体の20%ぐらいです。これは全国でも高い割合です。あくまでも単純計算でいくと、20%の人が持っているのに使用が9%ですので、コンビニ交付の手数料を据え置くことで、コンビニを利用される方を増やしていきたいと思っています。

○資料2の26市の単価を見てみますと、町田市のコンビニ交付手数料は150円になっています。条例の付則により3年間半額にするという施策によりコンビニ交付を増やしていくという考え方だそうです。まだ確定値ではないそうですが、施策前に比べるとコンビニ交付件数が2倍になったという話を聞いています。

○日野市の場合は半額ではありませんが、政策的な意味で据え置きのご提案をさせていただきました。

<委員長>

○他にご質問はいかがでしょうか。

<委員>

○追加で質問いたします。会議資料はこのまま、ホームページなどにアップされるのでしょうか。

<事務局>

○文言や数値の間違いなどの確認をした上、会議資料は報告書や議事録とともにアップする予定です。

<委員>

○気になるのが「コンビニでマイナンバーカードの申請者の増加誘導策」と書いてありますが、このような施策で増加誘導策になるのでしょうか。

<市民窓口課>

○コンビニ交付にはマイナンバーカードが必要となります。町田市ではコンビニ交付件数が2倍になりましたので、コンビニを使いたいという方が増えれば、マイナンバーカードの普及率にも寄与すると考えています。

<委員>

○書き方として、市の窓口集中緩和策についてはこれで良いと思いますが、コンビニで住民票を取るためにマイナンバーカードを作っていない人があえて作るとは思えません。住民票は1年間で1通とるかどうかというものです。それをわざわざコンビニで発行するために、マイナンバーカードを作らないと思います。マイナンバーカードを作らない方にはいろいろな理由があり、例えばセキュリティの問題などでお考えをお持ちの方が多くいらっしゃるでしょうから。

○日野市は市民の2割と聞きましたので、全国ではまだ1割程度ですから非常に高い所持率だと思いますが、これが増加策に繋がるとはとても思わないので、これをわざわざ書くのはいかがかなと個人的に思うだけです。以上意見です。

<委員>

○それは広報の仕方もあるのではないかと思います。実際にマイナンバーカードで住民票がコンビニで取得できるということをどれだけの方がご存知かという話になると、そこがまだ伝わっていないということもあるでしょうし、それが伝わった上で、住民票だけではなく、今まで市役所に来なければできなかったいろいろなことがマイナンバーカードを持っていればコンビニで取得できるようになれば、かなりそちらの方に誘導するということは可能ではないかと思います。

○特に、日野市はコンビニがどんどん増えています、自宅の近くにあるという状況にもなってくるでしょう。町田市ほどではないかもしれませんが、そういう条件は整ってきていると思います。広報の仕方に課題はあるのではないかと思います。

<委員長>

○その他にどなたかいかがでしょうか。

<委員>

○今回の第1回の調査検討事項については、改定上限額の1.5倍のアップで想定していますが、これについて、私は費用対効果をみるのであれば、止むを得ない。金額改定には賛成します。しかし、まず、質問の1つ目は、算出の中で1分あたりの単価計算をしています。これは、日野市の人件費を割返して出してきたのでしょうか。2つ目は、令和元年の予算をご覧になったと思いますが、総額1,219億円で、一般会計の歳出額が588億円、特別会計の歳出額が531億円です。この中で日野市の18万余人に使われる民生費等について47%以上となっています。その中で、行財政改革の立場でいいますと、約20年前に約1,100億円以上の借金があって、それを16年間にわたって700億円台に減らしてきたという現実がありますが、まだ借金が残っています。また、市民が必要とする施設等についても、赤字経営といえども、市立病院についてもフォローしていかなければならない。そういう点でみると、日野市は夕張市のようになってもおかしくない時期にあったわけです。そのうえで、現在の市長まで続く16年間で改革を行ってきて経営的な考え方を持つ前市長からの方針で

きました。前提にそういうことがあるので、部分的に話をする、確かに「安い」、「高い」という議論になります。しかし、全体的に日野市をこのまま保っていくということになる。委員の皆さまもその視点で考えていただきたいと思うのが私の意見です。市民も一部の負担をしていただかないと市がなくなってしまうと私は思います。

<事務局>

○職員人件費のご質問にお答えいたします。この金額は、平成 29 年度の決算額から算出しました。

一般会計の職員の給料と、退職手当を除いた職員の手当と、共済費を合計し、一般会計の正規職員の職員数で除したものです。一人当たり約 830 万円になります。830 万円という額は共済費も入っていますので、職員がこの金額をいただいているわけではありません。

○1 日の勤務時間を 7.75 時間として 1 年間の勤務日で乗じた 1,890 時間を 830 万円で割りかえして、1 時間当たり約 4,390 円という額になり、1 分あたりにすると 73 円になります。理論値、想定値という位置づけとなります。2 分の場合は、146 円になります。以上です。

<委員>

○よくわかりました。市民窓口課の窓口案内サービスのような方がいらっしゃいますが、この方はコストに入っているのでしょうか。そうすると職員ではないので、例えば、正規職員が 1,000 人いて、再任用が 300 人いて、なおかつ、臨時職員がいるとなると、もっと金額を上げる必要があるのではないかと思います。

<委員>

○この算定では再任用の給与などはどこに入っているのでしょうか。再任用がやっている事務を正規職員に置き換えた金額になっているのでしょうか。

<事務局>

○再任用の給与分は別に算定していません。どの職場のどの仕事が再任用の仕事ということが決まっているわけではありませんので、正規職員の給与から算定しました。

○また、平成 29 年度のこの計算に用いた一般会計の職員数は 951 人ということです。

○再任用の勤務形態は週 5、4、3 日の方などいろいろですので、コストの推移は、正規職員を基準にしたものです。

<委員長>

○その他、ご質問はありますか。

～質問なし～

<委員長>

○なければ質疑の時間は終了いたします。

○既に出ている部分もありますが、ご意見を伺いたと思います。ご意見のある方は、挙手の上、お名前を言っていただき、ご発言をお願いいたします。

<委員>

○市民窓口課の窓口にいる方は委託でしょうか。委託だとすると時間給は分かるのでしょうか。

<市民窓口課>

○委託です。従業員の方の時間給はあくまでの委託事業者における事項ですので、これを把握してはおりません。

○窓口業務を委託しておりますが、その処理において審査の部分は必ず正規職員が行います。案内や受付、入力、交付、お金をいただく収納までを委託をしています。一番のポイントとして、市民窓口課の仕事は、年間で繁忙期の変動が大きいのが特徴です。年度末、年度初めに多いです。正規職員の場合はその期間だけ配属人数を増やすということは難しいですが、委託することによって、その時期の需要に応じたスタッフ体制を整えることが可能となります。繁忙期のほか、スタッフが昼休み時間を取る場合においてもスタッフを増員され、お客様をお待たせしないような体制で対応することができます。正規職員ではそうした体制を組むことは困難ですので、委託の有効性は高いと考えています、

<委員>

○今回の調査検討事項は、苦勞して作成した基準通りに提案されているので、料金改定は全く問題ないと個人的には思います。

○しかし、1点だけ、段階的に郵送請求の金額を上げていくというのはちょっと気になります。郵送について1本化を図るという考え方はわからないではないですが、4年に1回見直すといっていながら、ここだけ極めてイレギュラーな印象があります。

○2年で段階的にあげてしまう。その理由は、基準額との乖離が大きいということですが、そう考えると、他にも基準額と乖離しているのがありそうなので、個人的な意見としてはその他の郵送申請については2年段階ではなく、一括で行う方がよろしいかと思います。あとは問題ないと思います。

<委員>

○私が一番気になったのはコンビニ交付の据え置きです。理由は政策的なことであるということですが、一応、基準を作ったので、その通りに行かないのはどうなのかと思いました。

○しかし、本日の説明等を伺って、郵送というのはかなり手間がかかる。コストだけではなく、「手間」がかなり大きいのかと思いました。それを無くしていくことを考えるとコンビニに誘導したいということを考えた場合に、政策的にコンビニ交付の手数料を200円に据え置きし、郵送を高く設定するということもあり得ることではないかと思います。

○ただし、郵送にしろなくてもコンビニで取れるということをもっと市民に周知していただく方策は必要かと思います。

○本日、所管部署からの説明や、質疑応答を伺うと、今回の提案での方法が必要かなと思いました。

○特に、昨今言われている働き方改革という視点で、業務の手間をいかになくしていくかということを考えると、単純に郵送するというだけではなく、郵便局までいかなければならないなどの手間を考えると、郵送からコンビニに切り替えてもらうための施策を市としても推進するという視点で、これは良いかと思います。

○段階的に上げるという方法について、確かに乖離があるから、一度値上げして、2年後にまた上げ

るというのが果たして本当にこの方法でよいのかということについては議論すべきでないかと思います。むしろ、最初から一回で上げてしまった方が、先ほどの誘導施策ということから言えばより効果があるのではないかという気がします。ご意見が出ていたように、見直し基準に4年ごとにとすることがあるので、4年間は300円、その後400円にするか、あるいは初めから400円とするかどうかではないかと思います。違和感があるということは確かです。政策的なことを市として重視するなら400円とするというのも1つの手法ではないかと思います。

○これらの証明等は、1週間に1回の高頻度で郵送で取り寄せるということではない。年間で何回という頻度であれば、現状との乖離が少し大きくなっても市民の負担としてそれほど大きな感覚的なものはないかと感じます。毎週使う施設の料金が倍になるというのは少し違うので、政策的なことを考えれば今回のタイミングで一度に上げてしまうというのも一つの方法ではないかと感じます。

○おそらく行政の方にも今後、A1などという形で働き方が大きく変わってくる。我々の市民生活も変わってくるということで、行政の働き方をどう変えていくかということも含めて、まず第一弾としてコンビニを上手く利用するという方法を市民に広く周知して実行してもらおうということを考えていくことが必要になってくると思います。

<委員>

○不動産屋さんや住宅会社などの企業などから請求される証明書はどのようなものが多いのでしょうか。市民がとるものはあまり急激にあげるのはいかがでしょうかと思います。

○今回は、これくらいの上げ幅はこれでいいのではないかと個人的には思います。

○今後、そのあたりのことを考えた時に、例えば商売として使う場合には、もしかしたら、今後もう少し上げるということも可能性としてはあるかと思ったのですが、いかがでしょうか。

<委員>

○不動産業では売買に必要な代表的なものとして評価証明などがあると思います。評価証明が絶対必要な場合は、金額を上げて文句は言わないと思います。現在、評価証明書はいくらですか。

<資産税課>

○1通200円です。

<委員>

○安すぎると思います。これがないと取引が成立しないので500円を掛けてでも高いという人はいないと思います。そういうのを見極めていかないといけないと思います。上げて良いと思われるものも考えていただきたいと思います。

<資産税課>

○事業者様がよく取りに来られる証明は、特に評価証明、公課証明が多いと思います。評価証明は不動産登記に必ず必要です。

○公課証明について、固定資産税は年間で納めていただくものですので、税額按分するために公課証明が必要です。基本的に200円で、日野市の場合には1証明あたり5筆まで掲載しますが、1証明1筆しか掲載しない市町村があると聞いたことがあります。市によっては高価な証明であったりします。

<委員>

- 個人的にはそういうところからはいただけるかなと思ったもので質問をしました。金額を上げたところであまりクレームは来ないというか、逆にいただいてもいいのではないかと思います。
- それから、A I など I T 化はどんどん推進していったらいいと思います。段階的に上げて一度にあげても大きな影響はないのではないかと思います。
- もしかすると P R の仕方によればマイナンバーカードの普及が増えることもあるかもしれません。私は持っていますが、コンビニで取れば便利です。そういう意味では、今は住民票程度ですが、これからサービスが広がっていくということです。町田市は政策的に 150 円にして推進して、その後にもまた戻すと書いてありましたが、そういったメリハリのようなことを目玉として出してもいいのではないかと思います。

<委員>

- 原価に対して、こんなに赤字というか乖離があるということに愕然としました。それであれば、それをどのように減らしていくのかということでは、コンビニに誘導するというのであれば、広報で市民がそのように行動してもらえるような発信などと併せて行っていくということが大事だということを感じました。
- 概ね改定には賛成です。しかし、税務証明について現行の 200 円から 400 円について段階的であるのがいいのか、まだ私としての結論は出ていませんが、ゴールとして将来を見た時に市民にはできるだけコンビニを利用してほしいということであれば、一度にあげてもいいのではないかと思います。

<委員長>

- 他にご意見はありますでしょうか。なければご意見が出そろったというように判断させていただきたいと思います。当委員会の役割は市長の依頼に基づき調査検討し、その結果を市長に報告することです。当委員会としての検討結果を決定したいと思います。
- 市から提案のあった改正（案）を「適当なものと判断する」か、「適当なものでないと判断する」か、この委員会としての検討結果を出したいと思います。
- 検討結果の決定の方法ですが、議事の決し方について、要綱には特段の規定はありませんが、委員長を含む出席委員の過半数で決したいと思います。本日は齊藤委員がご欠席ということで、出席委員は 5 名で奇数なので、可否同数の時は、会を総理する委員長が決するというでいかがでしょうか。

<委員>

- 段階的に上げるということも含めてどのように判断して決を採るのでしょうか。事務局提案について賛成か反対かということで判断するということでしょうか。一度にあげるという案については考えないということでしょうか。

<委員長>

- 意見を伺って、市で判断していただけるのでしょうか。

<委員>

○現提案についての賛否でよいのですよね。

<事務局>

○原案通りという意味です。付帯意見としてつけていただいたらどうかと考えています。報告書には、いただいたご意見を載せていただくことになります。

○いただいたご意見を踏まえて、最終的な判断は市で行うこととします。

<委員>

○決を採る前に、郵送請求のサービスを利用されている方はどのような方が多いのか伺いたいです。

高齢者が多いとか、いろいろな方がいるのかということをお伺いします。やはり、サービスを使っている方がいるのに一度に倍にあげてしまうというのは、気の毒だと思いますし、それであれば、段階的にあげるというのでもいいのかなと思います。しかし、段階的に上げる提案をした理由を説明されたと思いますが、決を採る前に、もう一度段階的に上げない場合のリスクを説明してもらったほうがいいと思います。

<市民窓口課>

○どのような方が郵送サービスを利用されているかということですが、いろいろなケースがありますが、事業者の方が多くと理解しています。窓口に来られる方と同じお客様層かどうかというと、少し違っているようです。

○基準の中に1.5倍という決まりがありましたので、激変緩和で200円から300円、300円から400円と4年間の中で上げていくと考えました。コストとしてはかなりかかっていますし、現在300円の郵送請求のものと性質としては同じであるので、400円ということを見据えて段階的にということを内部で検討し、提案したものです。

<委員>

○事業者さんが多いことはわかりました。頻度はいかがでしょうか。件数はいかがでしょうか。

<資産税課>

○税務関係の手数料の証明を郵送請求される方は、日野市に固定資産をお持ちで、遠方にお住まいの方も当然いらっしゃるのですが、郵送請求の中心となっているのは司法書士さんや税理士さんなどが当事者の方から委任状をいただいて職務として取られているのが多くの割合を占めています。

○調査検討事項第1号 資料4の右上の表になりますが、件数としては2,497件となっています。

評価証明、公課証明は総合窓口ということで郵送サービスも含めて市民窓口課で取りまとめて発行や精算をしているため、多くは市民窓口課による件数となっています。

○資産税課の方では税務関係手数料（閲覧含む）となっていますが、こちらはいわゆる「名寄帳」が含まれています。

○税務関係手数料の資産税課対応分は総件数1,684件のうち、郵送扱いは320件ということになっております。市民窓口課で出している税務関係手数料は、52,591件のうちの2,141件が税務関係手数料の郵送扱いとなっています。

<委員>

○相続に伴う手続のために司法書士さんや税理士さんなどからの郵送請求の件数は、今後の高齢社会の中で多くなると見込むことが必要なのではないのでしょうか。

<資産税課>

○市内や近隣市の事業者様の場合は窓口に来られることが多いようです。都内に事務所をお持ちの方とかは業務で行っているということで、手数料もお客様からもらっていることもありますので郵送が多い印象です。

<委員長>

○それでは適当なものと判断するか、適当でないものと判断するかの決を採って、その上で、議論の中で出てきたいろいろなご意見を付帯でつけていただくという形でよろしいでしょうか。

～異議はなし～

<委員長>

○調査検討事項第1号の提案が適当なものであると判断される方は、挙手をお願いいたします。

○挙手が5名、全員でした。調査検討事項第1号の改正（案）について、当委員会としては「適当なものである」とする結論となりました。

○事務局に申し上げます。調査結果は「適当なものである」となりましたが、その間、様々なご意見を委員の皆さまよりいただきました。これらのご意見もしっかり記載し、報告書（案）をまとめ、第3回の会議に議題として提出してください。付帯ということですので、今回のご意見を踏まえて、変えたほうがよいというところは是非変えていただきたいと思います。

<事務局>

○かしこまりました。

<委員長>

○調査検討事項第1号の調査を終了いたします。

○それでは次第7 次回の予定について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

○次回は、5月28日（火）午前10時から開催いたします。会場は市役所本庁505-1 会議室です。

<委員長>

○質問等がなければ、本日の次第が全て終了しましたので、これをもちまして、第1回手数料、使用料等検討委員会を終了いたします。ありがとうございました。

—会議終了—